

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第3号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について
提 案 理 由	<p>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を令和8年第2回市議会（定例会）に提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を提案するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和8年1月26日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>管理又は監督の地位にある教育職員に係る処遇改善として、管理職員特別勤務手当の支給対象とする業務の範囲について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>管理職員特別勤務手当について、支給対象業務、支給金額等を教育委員会規則において定めることを規定するもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</p>

報告第3号

市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた、次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和8年1月26日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和8年2月13日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第19条中「おいて」の次に「、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条 職員給与条例第21条の3の規定は、職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは、「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条 職員給与条例第21条の3の規定は、職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、<u>同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と</u>、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。</p>